

情 公 審 第 1 2 号  
令和 6 年 9 月 18 日

宮部 龍彦 様

新潟県情報公開審査会  
会 長 阿達 秀昭

審査請求人から提出された資料の送付

係属中の審査請求において、下記のとおり審査請求人から資料の提出がありましたので、新潟県情報公開条例第 21 条第 3 項の規定により送付します。

記

- 1 資 料 名 陳述書
- 2 提出のあった日 令和 6 年 9 月 6 日 (金)

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 - 1  
新潟県総務部法務文書課行政情報室  
担当：吉越  
電話番号 025-280-5021  
FAX 番号 025-280-5459



新潟県情報公開審査会 御中

2024年9月6日

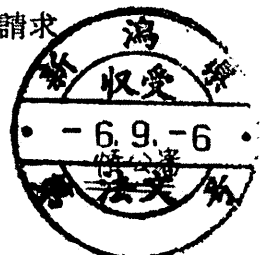
長谷川 均



陳 述 書

私は、部落解放同盟新潟県連の執行委員長として、以下の通り陳述します。

1. 公開請求人（宮部氏）が、「全国部落調査（復刻版）」や「部落探訪」で、意図的に部落差別を助長、拡散し続けていることは、令和6年5月31日付け審査請求人の反論書の別紙「背景事情」に記載した通りです。
2. 上記「背景事情」で述べていますが、公開請求人は、「部落探訪（最近では曲輪クエスト）」の中で、
  - (1) 新潟県内で5つの自治体（新発田市、胎内市、村上市、関川村、上越市）の15ヶ所の被差別部落を、「ここが〇〇という被差別部落だ」などと、解説付きで当該部落の風景画像・動画を、ネット上にさらし続けています。
  - (2) この中で、新潟県連幹部が代表をしている2つの法人企業名を、具体的に名前を上げて指摘し、無断で企業の写真を撮り、掲載しさらしています。
  - (3) さらに、新潟県連に対し、その活動を誹謗中傷し、県連の業務を妨害し、名誉を毀損しています。誹謗中傷の中味は、甲第5号証1（「部落探訪」裁判の訴状）の33頁～37頁に指摘していますので、どうかご参照ください。
3. こうした公開請求人の人権侵害行為（部落探訪）に対して、県内の自治体は再三にわたり、地元の法務局に対し、「部落探訪」の削除を求め続けてきました。被差別部落を晒された該当自治体の首長さん達は、自らわざわざ地元の法務局に出向き、削除要請してきました。  
新潟県の人権啓発室も知事も、削除のためがんばってくれました。  
ほんとうに新潟県内の自治体とみんなが、公開請求人の人権侵害行為に苦しめられ怒っています。
4. しかし、強制的に削除させる方法がないために、やむなく今回3名の解放同盟員と新潟県連が原告になり、新潟地裁で「部落探訪」の削除裁判に踏み切りました。大阪、埼玉に次いで3番目の提訴となります。ところが公開請求



人は第 1 回の口頭弁論の直前になり、裁判所を新潟地裁から自分の居住地の横浜地裁に移せと「移送の申立」をしたり、また公正な裁判が期待できないと、3 人の担当裁判官に対して「忌避の申立」をしたりしました。当然却下されましたが、公開請求人は不服申し立てをし、現在、新潟地裁の審理は中断の状態にあります。これは悪質な裁判引き延ばしだと思います。しかも、公開請求人は裁判の結果には「従わない」と今からネット上でうそぶいています。その悪質さは限度を超えています。

5. このように、公開請求人は新潟県連と部落解放運動に対して異常な敵愾心を持ち、新潟県連がこの間、新潟県教育委員会と協力して同和教育を前進させ、同和問題の啓発を図り、部落差別からの解放を実現しようと努力してきた取り組みを妨害し、破壊しようとしていることは明らかです。

今回の情報公開請求は「部落探訪」に盛り込む情報を仕入れ、誹謗中傷の材料作りをすることが目的であることは間違いありません。

公開請求人が、新潟県連と県立高校、県教育委員会の会議の議事録の公開を求めることに対し、私たち審査請求人が「誹謗中傷の材料に使われる」ことを理由に、「基本的に反対」の意思を表明したことは、当然のことと思います。この点、どうかご理解ください。

そのうえで、県には情報公開条例がありますので、以上の新潟県連と公開請求人との異常な関係、この間の経緯を十分認識したうえで、公正な立場で厳正に情報公開条例を解釈、運用していただきたいと、心より願っています。そして公開請求人は、全国各地の教育委員会に対して本県と同様の情報公開をめぐるトラブルになっていることも、是非知っていただきたいと存じます。

6. そのうえで、今回の部分公開決定について私の意見を申し上げます。

第 1 に、公開請求人の請求文書の対象を厳正に絞り込み、対象は確認会や会議の報告文書に限定すべきです。

確認会・会議の報告以外の、校長の「総括」や「情報提供」文書については、いずれも文書の名宛人は審査請求人であり、確認会や会議に提出された文書ではないのですから、情報公開の対象外の文書とすべきです。

処分者は、「総括」や「情報提供」は、「確認会実施の過程で作成された文書」だから、「確認会に係る文書である」などと言っていますが、「係る」を不当に拡大しており、おかしいと思います。

「確認会実施の過程で作成された文書」は名宛人が誰かを重視し、もっと客

観的で限定的に、「絞り込むべき」と思います。作成の経緯・確認会との関連が具体的に説明・立証されない中で、何故、審査請求人宛ての文書が情報公開の対象文書になるのか、審査請求人は全く理解できません。

処分者はまず、何故、校長の「総括」や「情報提供」が確認会と密接不可分の文書なのか、審査請求人に対し十分に説明し、その関連性についてキチンと証明すべきです。そして審査請求人に説明し、審査請求人に反論の機会を保障すべきです。名宛人や作成者が処分者でない場合は、原則として対象外の文書とすべきです。

第2に処分者は、部分開示した「総括」や「情報提供」文書について、情報公開条例7条の2号及び6号に該当する部分を非公開としていると弁明しています。しかしこの点も納得できません。

「総括」や「情報提供」文書には、個人名、団体名（たとえば解放同盟や新潟県連）が随所に残っています。また、公開請求人と処分者及び審査請求人の、この間の対立関係、裁判まで争われてきた経緯（それもほぼ全て解放同盟の主張が認められている）を踏まえれば、情報公開条例7条6号の該当性つまり「公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合に該当する恐れのある部分がたくさん残っています。何よりも、確認会の報告では、この点が厳格に判断・運用され非公開（スミぬり）とされているにもかかわらず、「総括」「情報提供」文書では、一転して非常に甘く、部分公開されるなど確認会報告と比較して寛大で「あいまい」な運用がされています。「総括」や「情報提供」文書でも、条例7条2号、6号の該当性は厳格に実施されるべきです。まして「部落探訪」削除裁判と重要な関連を有する情報（甲第5号証1、訴状の35頁部分）であれば、なおさらのことです。

「総括」や「情報提供」文書の部分公開は、条例7条の2号、6号の該当性判断を誤っています。誤った部分開示がなされようとしています。

第3に、審査請求人が誤って処分者に渡した文書（12頁と22頁の各文書）を公開文書とすることは、信義則に反すると確信します。「返せ」の意思表示は明確にしかも事前になされています。さらに当該文書の公開は情報公開条例7条の5号や6号の趣旨（公にすることによって以後の事務・意見交換に支障が出る恐れ）にも反します。

7. 審査会におかれては、公開請求人のこれまでの異常な差別的行動の数々、裁判で負け続けている経緯、新潟県連に対する異常な敵愾心を直視され、本県における同和行政、同和教育の健全な発展を擁護する観点から、誤りのない判断をされることを心より願っています。